

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス

注：パートナーシップ宣誓書受領証

令和6年4月10日現在

No.	名称	要件／必要書類 等	お申込み／お問合わせ		宣誓必要		宣誓不要		行政サービス等の概要
			窓口	電話番号	受領証 ^注 の提示必要	受領証 ^注 の提示不要(口頭確認)	口頭確認	委任状が必要	
住宅	1	市営住宅の入居申込み	・受領証の写し	住宅供給公社募集課	271-2561	●			パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。
	2	市営住宅の同居承認	・受領証の写し	住宅供給公社業務課	271-0901	●			パートナーと同居することができます。
	3	市営住宅の名義承継	・受領証の写し	住宅供給公社業務課	271-2562	●			パートナーが引き続き住宅に住むことができます。
	4	セーフティネット住宅への入居申込み	・同居していること	住宅都市局住宅計画課	711-4279	●			住宅確保が難しい人向けの民間賃貸住宅に、パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。
	5	特定優良賃貸住宅の入居申込み	・同居していること	住宅供給公社募集課	271-2561	●			所得要件などの入居基準に該当する中堅所得者向け住宅に、パートナーも事実上婚姻関係にあるものとして申込みができます。
	6	高齢者世帯住替え助成金の申請	・同居していること ・受領証の写し	住宅都市局住宅計画課	711-4279	●			高齢者世帯の良好な住宅への住替えを支援するため、礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用など、初期費用の一部を支援する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
	7	子育て世帯住替え助成金の申請	・同居していること ・市外からの転入の場合、受領印のある宣誓書の写し	住宅都市局住宅計画課	711-4279	●			子育てしやすい良好な住宅への住替えを支援するため、既存住宅購入費用や礼金、仲介手数料、引っ越し運送費用などの初期費用の一部を支援する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。
	8	地域貢献等空き家活用補助金（子育て居住型）の申請	・同居していること ・市外からの転入の場合、受領印のある宣誓書の写し	住宅都市局住宅計画課	711-4598	●			市街化調整区域における定住化促進や子育て世代の安全・安心な住環境の整備を促進するため、空き家の子育て対応改修工事費、家財道具の処分費、設計費等の一部を助成する制度に、パートナーも同一世帯として申請することができます。

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス

注：パートナーシップ宣誓書受領証

令和6年4月10日現在

No.	名称	要件／必要書類 等	お申込み／お問合わせ		宣誓必要		宣誓不要		行政サービス等の概要
			窓口	電話番号	受領証 ^注 の提示必要	受領証 ^注 の提示不要(口頭確認)	口頭確認	委任状が必要	
住 宅	9	り災証明書の交付（火災以外）	各区総務課 (西区：防災・安全安心室)	東区 645-1007 博多区 419-1044 中央区 718-1056 南区 559-5063 城南区 833-4055 早良区 833-4304 西区 895-7037		○			災害（火災及び雷に起因するものを除く。）に遭われた方で「り災証明」及び「り災届出証明」が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
	10	り災証明書の交付（火災）		各区消防署	東消防署 683-0119 博多消防署 475-0119 中央消防署 762-0119 南消防署 541-0219 城南消防署 863-8119 早良消防署 821-0245 西消防署 806-0642	●			火災等により被害に遭われた方で証明書が必要な方のパートナーが代理申請をすることができます。
医 療	11	救急搬送時の処置の説明と同意	消防局救急課	725-6571		○			救急搬送される際、パートナーも処置の説明を受け同意をすることができます。
	12	救急搬送証明書の交付	消防局救急課	725-6571			○		救急車で医療機関に搬送された方（以下、本人）及びその家族に対して、救急搬送証明書の発行を行っており、パートナーが代理申請をすることができます。
	13	市立病院での診療内容説明、手術の同意			地方独立行政法人 福岡市立病院機構 運営本部	こども病院 682-7000(代表) 福岡市民病院 632-1111(代表)		○	

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス

注：パートナーシップ宣誓書受領証

令和6年4月10日現在

	No.	名称	要件/必要書類 等	お申込み/お問合わせ		宣誓必要		宣誓不要		行政サービス等の概要
				窓口	電話番号	受領証 ^注 の 提示必要	受領証 ^注 の提示 不要(口頭確認)	口頭確認	委任状が 必要	
亡くなったとき	14	死亡届/火葬・埋葬許可申請	・同居していること	各区市民課または出張所	東区 645-1046 博多区 419-1017 中央区 718-1023 南区 559-5023 城南区 833-4018 早良区 833-4311 入部出張所市民係 804-2015 西区 895-7010 西部出張所市民係 806-9431				○	亡くなったパートナー等を火葬する場合、申請ができます。
	15	市立平尾霊園の合葬式墓所の申込み	・受領書の写し	福岡市立霊園	711-4869	●				承継を必要としない平尾霊園の合葬式墓所（パートナーと同じお墓）への申込みができます。
子ども	16	母子健康手帳の交付	・妊娠届出書 ・妊婦のマイナンバーがわかるもの ・代理人の本人確認書類	各区健康課	東区 645-1077 博多区 419-1095 中央区 761-7338 南区 559-5119 城南区 844-1071 早良区 851-6622 西区 895-7055				○	妊娠の届出、母子健康手帳の交付をパートナーが代理で手続きができます。
	17	就学・教育相談		パートナーも保護者と認める	845-0015				○	障がいのある子どもやその保護者の方などの悩みや不安について、専門の相談員が対応し、パートナーも保護者として対応します。
	18	里親制度の里親認定		こども総合相談センター（えがお館）	832-7108				○	里親として子どもを育てたいと希望する方やそのパートナーからの相談も受け付けています。

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス

注：パートナーシップ宣誓書受領証

令和6年4月10日現在

	No.	名称	要件/必要書類 等	お申込み/お問合わせ		宣誓必要		宣誓不要		行政サービス等の概要	
				窓口	電話番号	受領証 ^注 の提示必要	受領証 ^注 の提示不要(口頭確認)	口頭確認	委任状が必要		
子ども	19	教育・保育給付認定の申請		各区子育て支援課	東区 645-1068 博多区 419-1080 中央区 718-1101 南区 559-5123 城南区 833-4103 早良区 833-4354 西区 895-7065		○			保育所等の利用にあたって、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」について、パートナーが代理申請をすることができます。	
	20	施設等利用給付認定の申請		認可外保育施設等： こども未来局運営支援課 幼稚園： こども未来局運営支援課 (提出先は施設)	運営支援課 711-4114 無償化専用ダイヤル 791-6222 幼稚園支給認定事務センター 711-7243		○			「施設等利用給付認定」について、パートナーが代理申請をすることができます。	
福祉	21	生活保護で同一世帯として認定	・パートナーと生計を一にしている	各区保護課	東区 645-1092 博多区 402-1590 中央区 718-1115 南区 559-5011 城南区 833-4090 早良区 833-4367 西区 895-7083				○	パートナーも同一世帯として申請することができます。	
	22	身体障がい者等の軽自動車税の減免制度(障がい者)	・パートナーと生計を一にしている	財政局資産課税課	292-1604				○		障がい者の通院・通学等に使用する場合、障がい者及び障がい者と生計を同一にするパートナーの軽自動車税(種別割)が免除されます。
相談	23	パートナーからの暴力(DV)の被害相談		福岡市配偶者暴力相談支援センター	711-7030 受付時間(祝日と年末年始を除く) 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日：10時~17時 火曜日：10時~20時				○		パートナーからの暴力(DV)についても相談できます。
その他	24	家族で利用できる地下鉄1日乗車券「ファミちかきっぷ」	2親等以内の家族(事実上婚姻関係を含む)が対象、大人は2名まで、子どもは人数制限なし。※最小構成人数：大人1人、子ども1人	お客様サービスセンター	734-7800				○		パートナーも家族として1,000円で福岡市地下鉄全線が乗り放題になるお得な「1日乗車券」の対象になります。